

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を改正する件（案）について（概要）

令和 6 年 11 月
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総務省自治行政局

1. 概要

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項第 6 号の認定を受けようとする者は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成 15 年総務省告示第 706 号）第 31 条に規定する情報の漏えい防止等のために必要な措置として、原則として署名用電子証明書の発行の番号等を外部に提供しないこと等の措置をとる必要があることとされているところ、当該措置をとることを要しない場合として、従来認められていた、電子署名等確認業務の実施のために必要な場合以外の場合について規定するため、当該告示の一部を改正する。

2. 改正内容

情報の漏えい防止等のために必要な措置として、第 31 条において、署名用電子証明書の発行の番号等を外部に提供しないこと（電子署名等確認業務の実施のために必要な場合を除く。）と規定しているところ、以下の場合を除き、署名用電子証明書の発行の番号等を外部に提供しないこととする。

- 署名利用者の求めに応じ、当該署名利用者又は当該署名利用者が指定する者に対して当該署名利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合（当該提供に伴い当該署名利用者以外の署名利用者の署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合であって、これらの者の同意があるときを含む。）。
- 法第 19 条第 5 項の特定署名用電子証明書記録情報の提供の求めのために機構に対して署名用電子証明書の発行の番号を提供する場合
- 電子署名等確認業務の実施のために必要な場合

3. 適用期日

公布の日（令和 6 年 12 月を予定。）